

Association of
Copyright for
Computer
Software

インターネット上の 著作権侵害と プロバイダ責任制限法制 について

事業統括部法務担当マネージャ
中川 文憲

社団法人
コンピュータソフトウェア著作権協会



インターネット上の著作権侵害の態様

- ◆ インターネットを悪用した海賊版頒布
 - インターネットオークション
 - Webサイト（ホームページ）
 - BBS（電子掲示板）
 - SNS（ソーシャルネットワークサービス）
 - 電子メール（DM、スパムメール）
- ◆ インターネット上の著作物の違法流通
 - Webサイト
 - オンラインストレージ
 - 動画共有（投稿）サイト
 - ファイル共有ソフト（P2Pソフト）



ファイル共有ソフト

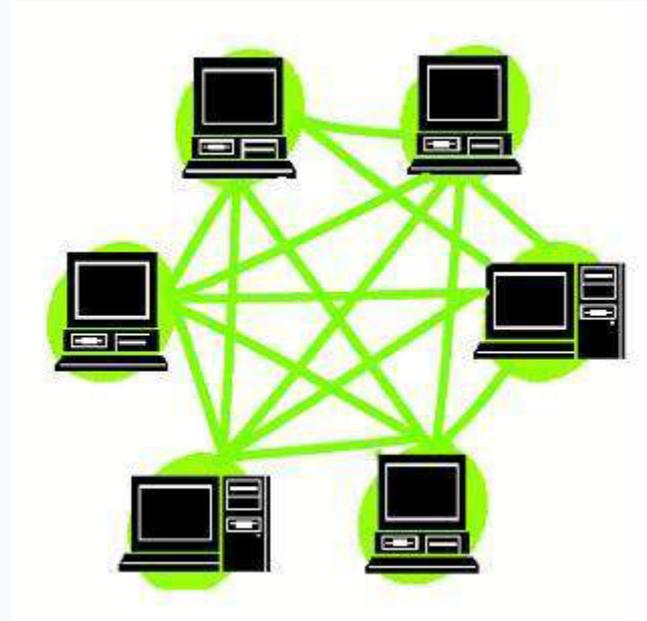
- ◆ ファイルをインターネットを通じた多数のユーザー間で共有することができるソフトウェア。
- ◆ 自己のPC内にある特定のファイルを、インターネットを通じて他のPCから自由にダウンロードできるように「公開」（送信可能化）し、同じソフトウェアをインストールしたユーザー同士で公開ファイルを「共有（すなわち発信・受信）」する。ファイル共有ソフトはファイルの送受信にサーバーを介さず、PC同士で直接通信（ピア・ツー・ピア通信）が行われるため、「ピア・ツー・ピアソフト」、あるいは「P2Pソフト」と呼ばれることもある。
- ◆ 日本で主に使われているファイル共有ソフトとしては、Winny、Limewire、WinMX、Cabos、Share、Bittorrent等がある。



ファイル共有ソフト（概念）



通常のネットワーク
（サーバがある）



P2P（peer to peer）ネットワーク
（サーバがない）



利用実態

◆ 2009年度「ファイル共有ソフト利用実態調査」

(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) 、(社)日本レコード協会 (RIAJ) 、日本国際映画著作権協会 (JIMCA)

◆ 調査概要

<アンケート調査>

モニターを活用して行うWEBアンケート方式で実施。

日時：2009年9月24日～30日

回収数：

- ・スクリーニング調査 … 21,669サンプル
- ・現在利用者を対象とした調査 … 1,903サンプル
- ・過去利用者を対象とした調査 … 2,493サンプル

<クロール調査>

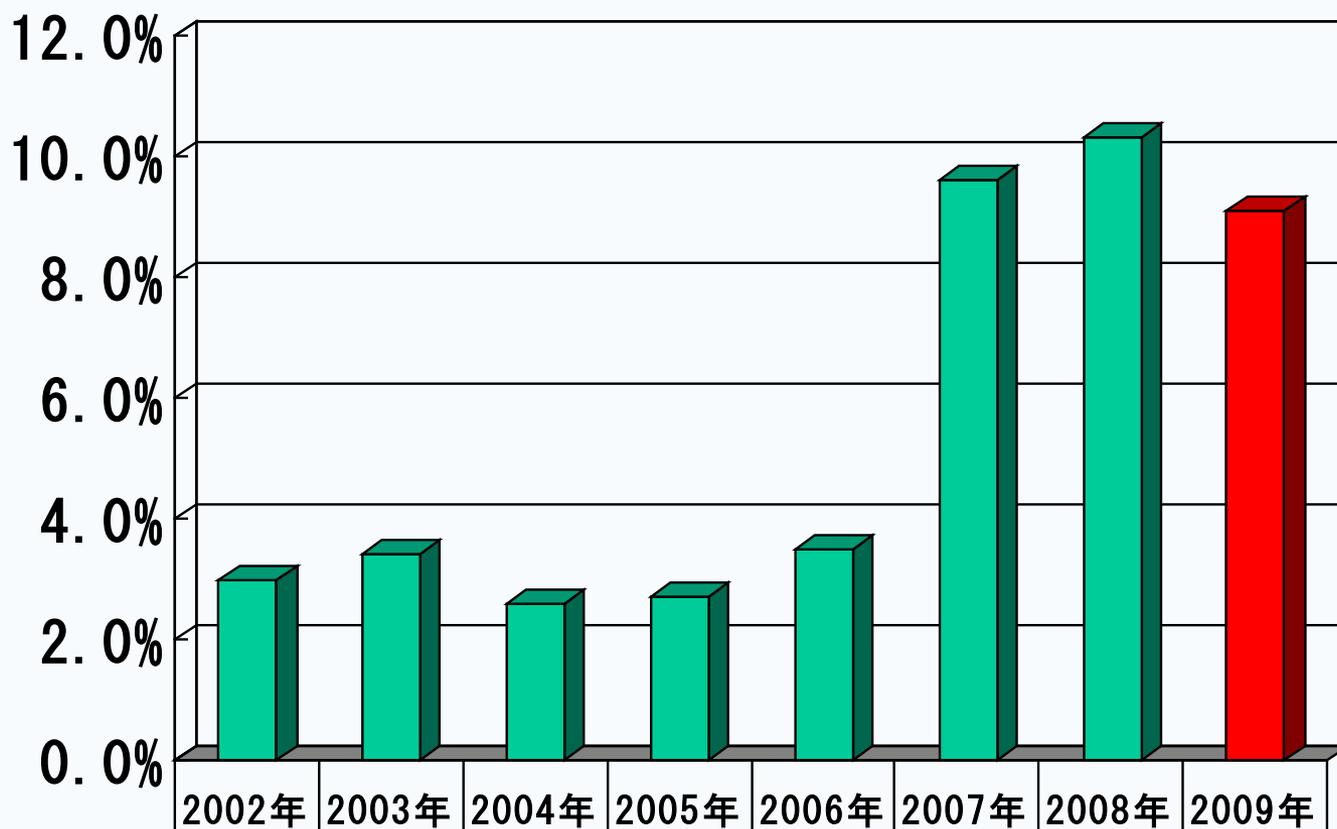
各ファイル共有ソフトネットワークに対応した手法を用いてネットワークを巡回し、実際に流通している情報を取得・分析して実施。

日時：2009年10月2日17:00～2009年10月3日17:00 (24時間)



現在利用者の推移

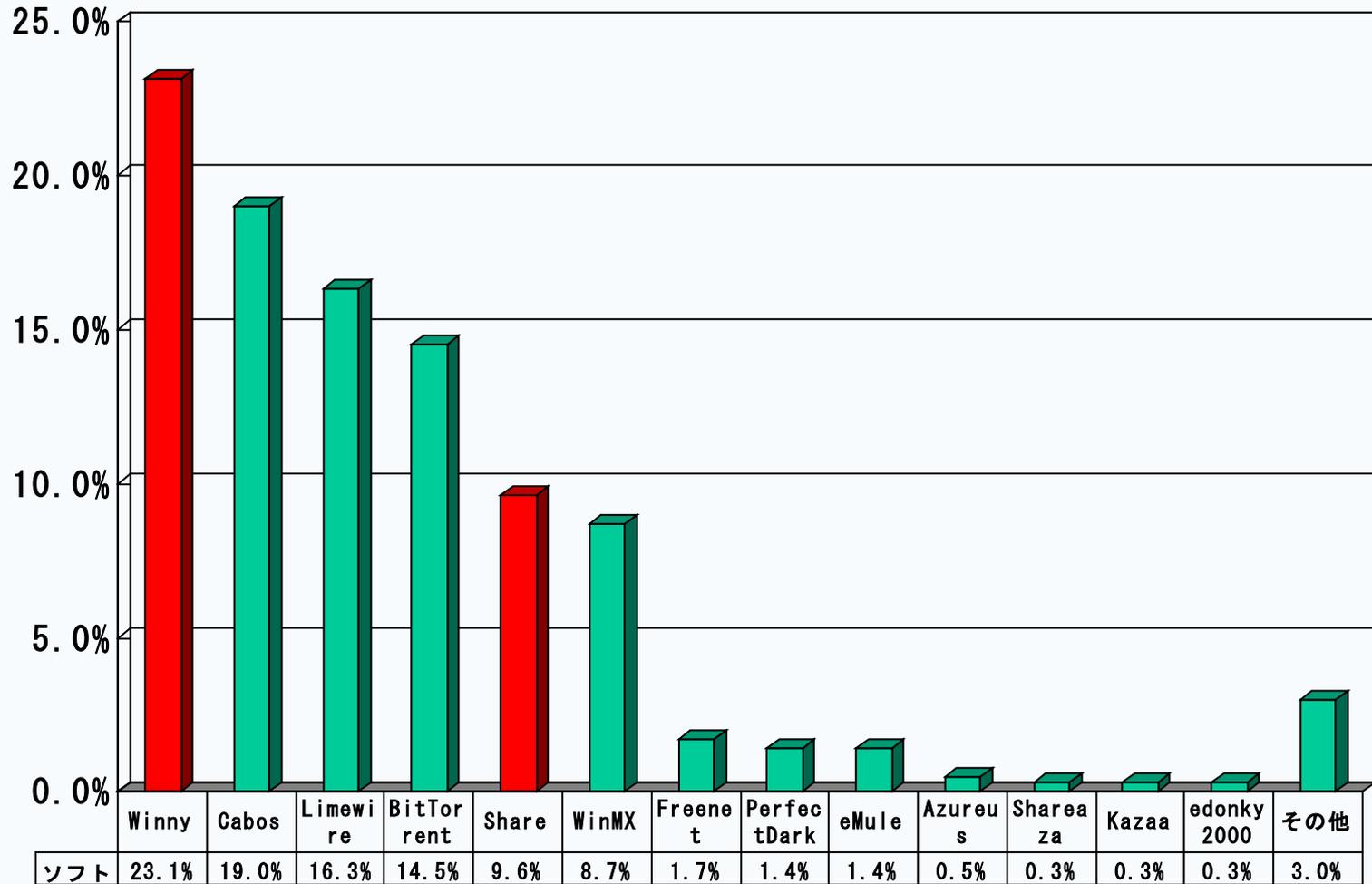
2007年より急激に増加



現在利用者割合	3.0%	3.4%	2.6%	2.7%	3.5%	9.6%	10.3%	9.1%
---------	------	------	------	------	------	------	-------	------

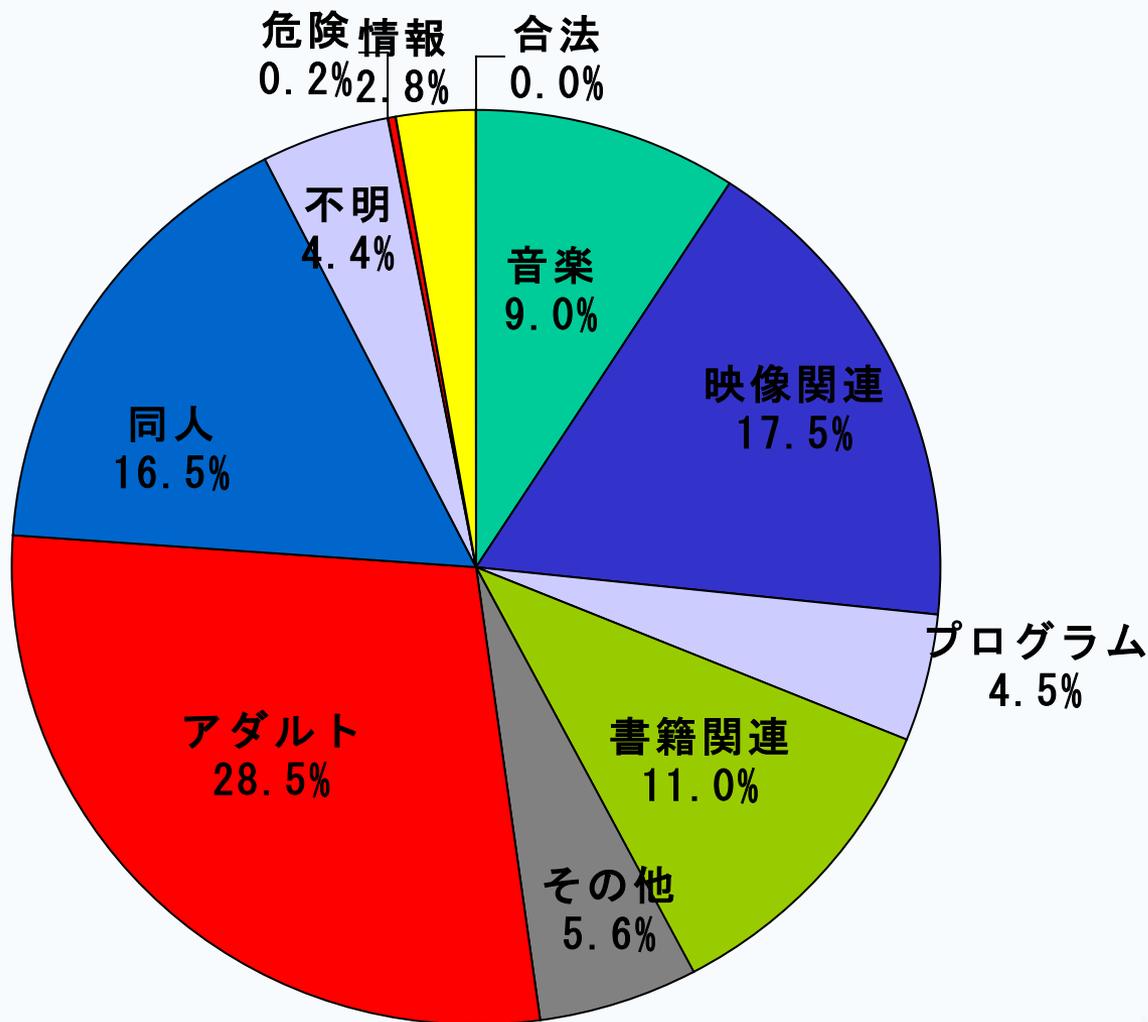


主に使用しているソフトの種類



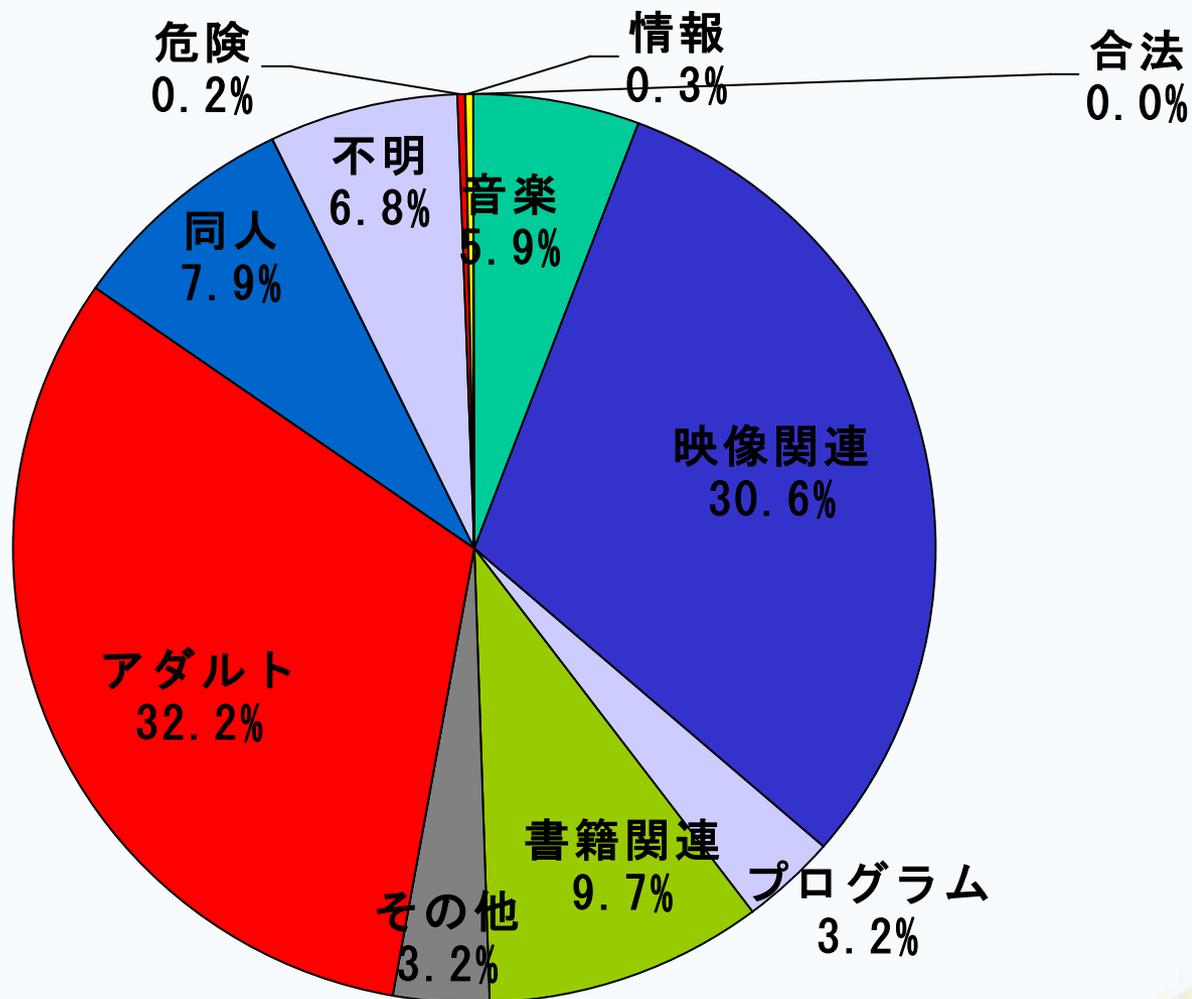
コンテンツの流通状況

Winny



コンテンツの流通状況

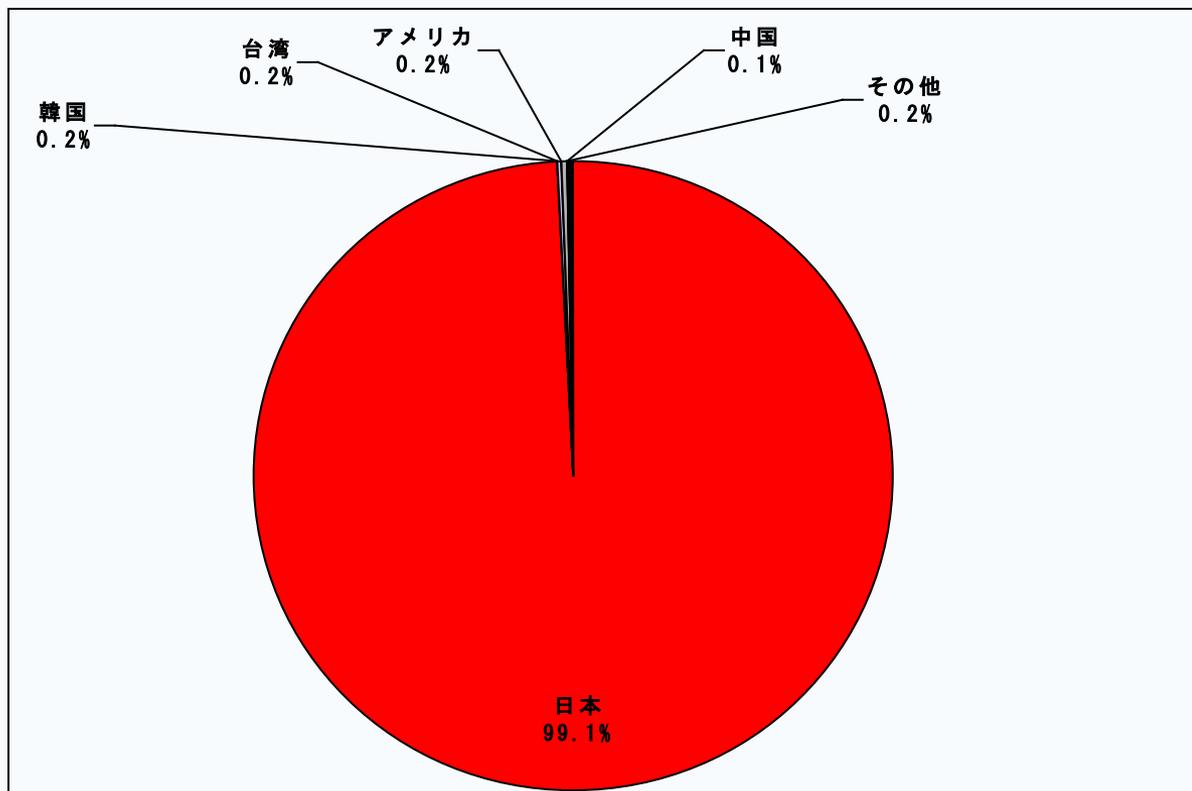
Share



検出ノードの国・地域（クローリング）

◆ Winny

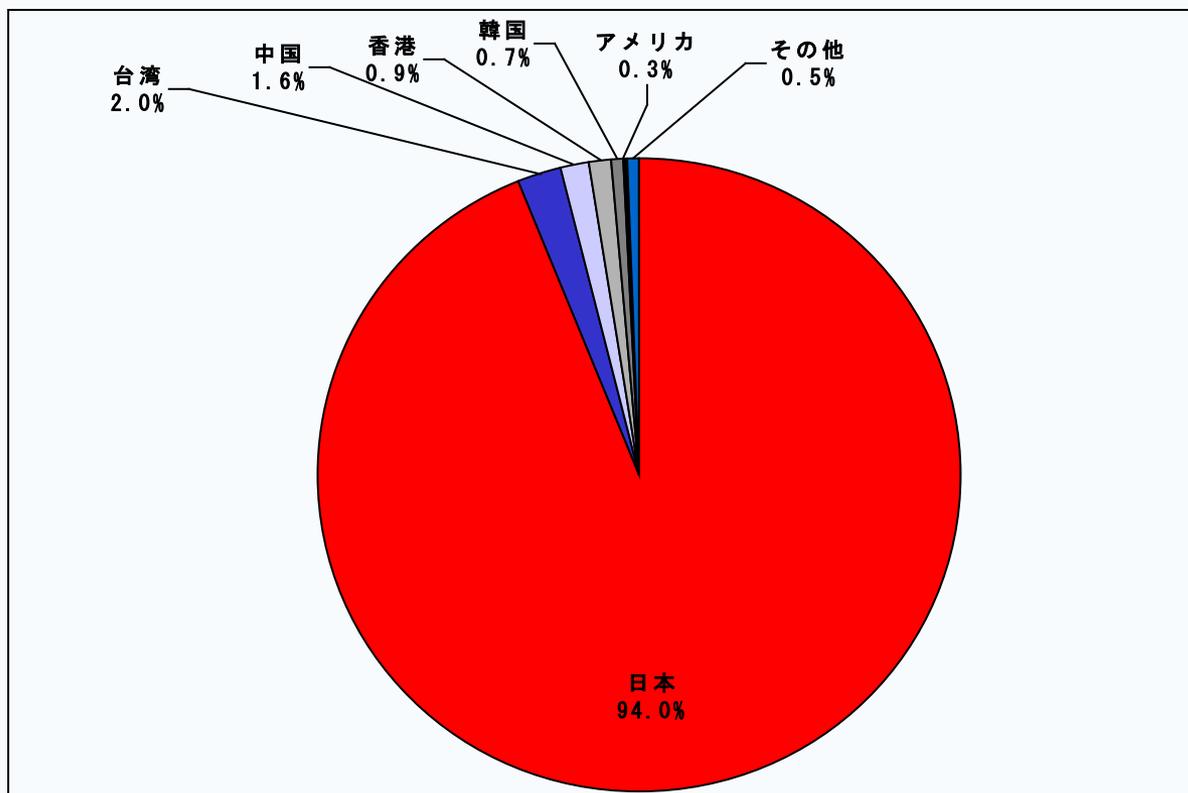
検出した394,624件のノードのうち、Winnyが確実に動作していると考えられる92,033件のノードについて、国・地域を調べた結果、約99%が日本国内IPの利用であった。



検出ノードの国・地域（クローリング）

◆ Share

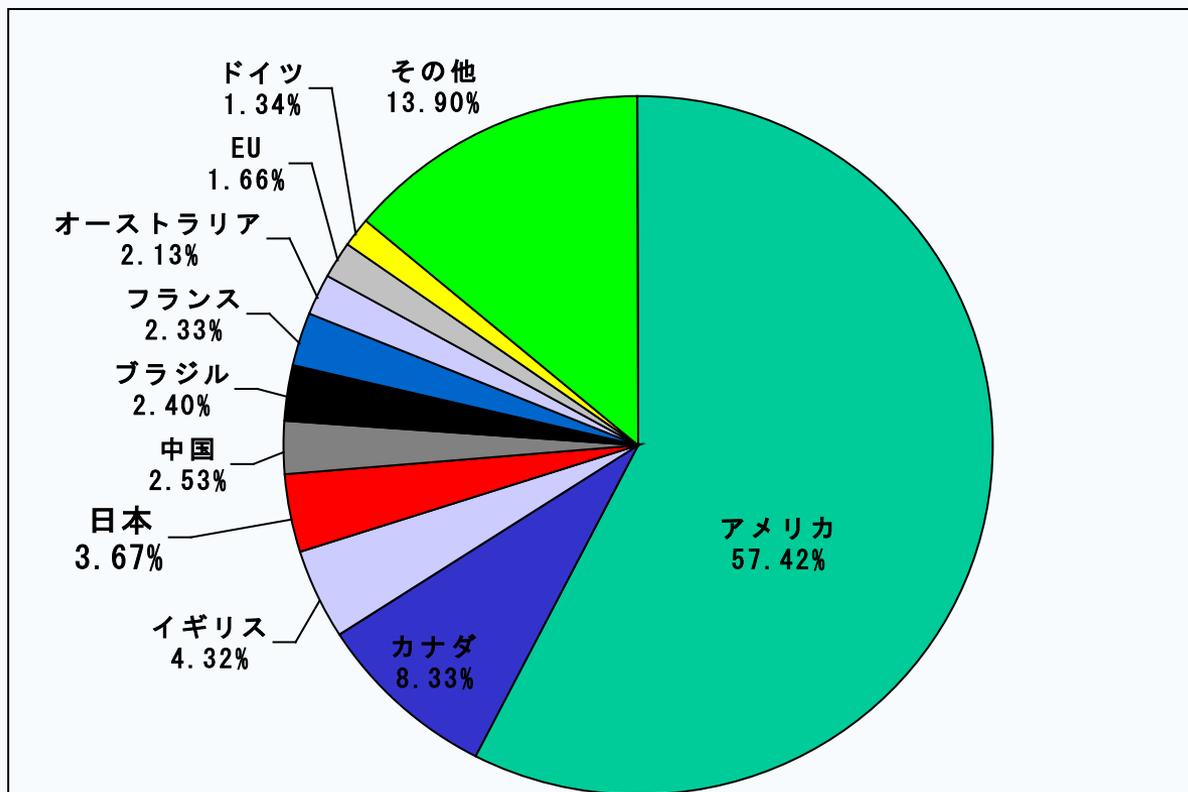
検出した208,825件のノードについて、国・地域を調べた結果、約94%が日本国内IPの利用であった。



検出ノードの国・地域（クローリング）

◆ Gnutella（Limewire、Cabos 等）

Winny やShare と異なり、日本以外のIPの利用が約96%であった。
特にアメリカが、約57%を占める。



ファイル共有ソフト対策における問題点①

◆送信防止措置を求める

- 送信者→アップロード者=エンドユーザー

◆権利者が得られる情報

- ユーザーのIPアドレス
- 共有されているコンテンツ

◆ファイル共有ソフトにおけるISPの立場

- 情報の媒介者≠送信防止措置を講じる立場

エンドユーザーに送信防止措置を求める必要があるが、そのためにISPから発信者情報開示を受けなければならない。



ファイル共有ソフト対策における問題点②

◆ファイル共有ソフトの特殊性

- 技術的に高度
- 1ファイルの削除だけでは対抗できない

◆過度な負担感

- 時間的負担
 - ✓ 開示までの時間がかかることから、即効性がなく、その間にファイルの拡散が進行する
- コスト
 - ✓ 1ファイルを排除するために1裁判ではコスト負担が見合わない

◆開示されないリスク



意見と要望

- ◆ ファイル共有ソフトに関わる問題
 - 情報流出の問題→本質は著作権の問題
- ◆ 現行法
 - それぞれの権利ごとに、侵害の態様、プロバイダの判断基準が異なる→ガイドライン



数多の権利侵害の全てに対応することには限界があることから、各権利法制ごとに、プロバイダの義務、免責等の検討する必要がある。

